

「廿日市市自治体新電力会社の設立支援及び地域再エネ事業に関する運営体制構築等の基本方針検討業務」受託予定事業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「廿日市市自治体新電力会社の設立支援及び地域再エネ事業に関する運営体制構築等の基本方針検討業務」受託予定事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の設置、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 「廿日市市自治体新電力会社の設立支援及び地域再エネ事業に関する運営体制構築等の基本方針検討業務」の実施にあたり、優良な業務受託予定事業者を厳正かつ公平に選定するため、選定委員会を設置する。

(事務局)

第3条 審査委員会の事務局は、廿日市市生活環境部ゼロカーボン推進課に置く。

(任務)

第4条 選定委員会は、次の事項について審査し、その結果を事務局に報告する。

- (1) 企画提案書等提出された書類内容
- (2) その他事業者の選定に係ること

(構成)

第5条 選定委員会は委員長、副委員長、委員をもって組織する。

2 委員長は廿日市市生活環境部長が、副委員長は廿日市市ゼロカーボン推進課長をもって充てる。

3 委員は廿日市市経営政策課長、廿日市市公共施設マネジメント課長及び廿日市市産業振興課長をもって充てる。

(庶務)

第6条 選定委員会に関する庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。